



下田地区消防組合規則第1号

下田地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月20日

下田地区消防組合  
管理者 下田市長

福井祐輔

## 下田地区消防組合規則第1号

### 下田地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

下田地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成25年下田地区消防組合規則第4号)の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の40以上100分の90以下」を「100分の150以内」に改め、同条第2号中「100分の20以上100分の45以下」を「100分の75以内」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の下田地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。